ヌ　北緯37度11・6分東経122度53・46分の地点
ル　北緯37度26・09分東経122度53・46分の地点

2　イに掲げる地点とロに掲げる地点とを結んだ線を中心線とする幅2海里の海面（この表において「北分離帯」という。）、ハに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線を中心とする幅2海里の海面（この表において「東分離帯」という。）及びホに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線を中心とする幅2海里の海面（この表において「南分離帯」という。）

イ　北緯37度41・41分東経122度49・65分の地点
ロ　北緯37度39・89分東経122度52・89分の地点
ハ　北緯37度33・72分東経123度6・07分の地点
ニ　北緯37度32・15分東経123度9・44分の地点
ホ　北緯37度31・08分東経123度0・37分の地点
ヘ　北緯37度11・6分東経123度0・37分の地点

備考1　第1号の第2分離帯の二に掲げる地点とホに掲げる地点とを結ぶ線は、北緯37度34・65分東経122度42・88分を中心とする半径5海里の円弧上に位置するものである。
2　通航路の進行方向は、通航路に沿った方向であって第1号の第1分離帯及び第2号の分離帯を左げん側に見る方向である。
3　第2号の通航路は、総トン数150トン以上の油タンカー、危険物積載船、全長200メートル以上の船舶、平均喫水12メートル以上の船舶及び高速船が通航することが推奨される。

トに掲げる地点とチに掲げる地点と北分離帯の北東側の境界線との間の海面及びリに掲げる地点とヌに掲げる地点と北分離帯の南西側の境界線との間の海面、ルに掲げる地点とヲに掲げる地点と東分離帯の北側の境界線との間の海面及びワに掲げる地点とカに掲げる地点と東分離帯の南西側の境界線との間の海面並びにヨに掲げる地点とタに掲げる地点と南分離帯の東側の境界線との間の海面及びレに掲げる地点とソに掲げる地点とを結んだ線と南分離帯の西側の境界線との間の海面

ト　北緯37度44・0分東経122度51・56分の地点
チ　北緯37度42・49分東経122度54・76分の地点
リ　北緯37度38・82分東経122度47・76分の地点
ヌ　北緯37度37・3分東経122度51・0分の地点
ル　北緯37度36・33分東経123度7・94分の地点
ヲ　北緯37度34・76分東経123度11・3分の地点
ワ　北緯37度31・14分東経123度4・16分の地点
カ　北緯37度29・56分東経123度7・53分の地点
ヨ　ワに掲げる地点
タ　北緯37度11・6分東経123度4・14分の地点
レ　第1号チに掲げる地点
ソ　第1号リに掲げる地点

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事法務省刑事局参事官）検事　吉川　崇
法務省大臣官房参事官に充てる

（東京地方検察庁検事兼東京法務局訟務部付）検事兼法務事務官　保木本正樹
法務省大臣官房民事訟務課付に充てる

かねて法務省大臣官房参事官に充てる
法務事務官（東京法務局訟務部付）の併任を解除する

（東京高等裁判所判事）判事　定塚　誠
検事一級（最高検察庁検事）に任命する

法務省大臣官房付に充てる

（長野地方検察庁検事）検事　永井　孝治
東京地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省大臣官房付、法務省大臣官房秘書課付）に併任する

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房人事課付）検事兼法務事務官　是木　誠
法務省大臣官房付に併任する

法務省大臣官房人事課試験管理官に併任する
法務省大臣官房人事課付の併任を解除する

（那覇地方検察庁石垣支部長兼那覇地方検察庁平良支部長）検事　森山　智文
東京地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省大臣官房人事課付）に併任する

那覇地方検察庁平良支部勤務を免ずる
那覇地方検察庁検事法務省大臣官房民事訟務課付）同　岩名　勝彦
（東京地方検察庁平良支部長を免ずる

法務事務官（法務省大臣官房訟務企画課付）に併任する

法務省大臣官房民事訟務課付に充てることを解く

（広島地方検察庁検事）同　植木　楽
（福岡地方検察庁検事）同　矢﨑　敦夫
（松山地方検察庁宇和島支部長）同　星野　郁也
東京地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省大臣官房訟務企画課付）に併任する（各通）

（神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補兼神戸簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　今野　智紀
（鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補兼鹿児島簡易裁判所判事）同　甲元　雅之
（盛岡地方裁判所遠野支部判事兼盛岡家庭裁判所遠野支部判事兼遠野簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　木村　匡彦
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省大臣官房訟務企画課付）に併任する（各通）

（横浜地方検察庁検事）検事　大友　亮介
東京地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省大臣官房民事訟務課付）に併任する

（東京家庭裁判所立川支部判事補兼東京地方裁判所立川支部判事）判事補兼簡易裁判所判事　岸田　二郎
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省大臣官房民事訟務課付）に併任する

（静岡地方裁判所下田支部判事補兼静岡家庭裁判所下田支部判事補兼下田簡易裁判所判事）同　古賀　大督
（名古屋地方裁判所半田支部判事補兼名古屋家庭裁判所半田支部判事補兼半田簡易裁判所判事）同　大原　哲治
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省大臣官房行政訟務課付）に併任する（各通）

（東京地方検察庁検事）検事　乙部　竜夫
法務省大臣官房参事官）検事

法務省大臣官房租税訟務課長に充てる